平成２１年（フ）第８９９号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目２番12号
債務者　橋口　隆春
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９００号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目２番12号
債務者　橋口タヱコ
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０２号
北九州市小倉北区金田１丁目１番７―702号
債務者　成田　節子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０４号
北九州市八幡西区幸神３丁目６番４―707号
債務者　末冨三千代
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２１号
北九州市小倉南区中曽根４丁目14番３号
債務者　中山　智成
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２２号
北九州市小倉南区朽網東１丁目16番９号
債務者　新川　マキ
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２３号
北九州市八幡東区前田３丁目８番４―106号
債務者　末吉　恵美（旧姓沖中）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６６２号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目36番地の１
債務者　濵村　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３３号
神戸市長田区大日丘町２丁目11番７号
債務者　塩谷美千子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１号
長崎県島原市津町521番地
債務者　朴木　未子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１９２９号
名古屋市中川区供米田３丁目401番地　プレステイジ清水204号
債務者　藏谷　慎一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５９号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目３番31号
債務者　本城　誠一
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７６０号
北九州市八幡西区永犬丸１丁目２番１号　２Ｆ
債務者　徳永　美雪（旧姓麻生）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９５号
北九州市門司区高砂町２番１号高砂ハイツ102号室
債務者　磯﨑マツヨ
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９６号
北九州市門司区高砂町２番１号高砂ハイツ102号室
債務者　磯﨑　茂子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１０号
北九州市戸畑区新池３丁目４番14号
債務者　池田　清美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４３号
北九州市小倉北区今町１丁目２番３―303号
債務者　阿部　洋大
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６２号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目２番１―305号
債務者　久志　祐二
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部